

国家戦略特別区域法における 道路占用特例の全国展開について

国土交通省 道路局
令和3年11月

前回WG(R3.4.14)における御説明内容

国家戦略特区法の占用特例と歩行者利便増進道路制度について

		国家戦略特区法における占用特例	歩行者利便増進道路（ほこみち）制度 (R2.5道路法改正により創設。R2.11施行)
目的		産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成	地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築
特例内容		広告塔、ベンチ、食事施設等の道路占用許可における無余地性の基準（※）の適用除外 ※ 道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと	
主な相違点	主な 手続と 主体	【区域会議】 ・ 区域計画の作成（施設等の種別、道路の区域を規定） ・ 内閣総理大臣への認定申請	【道路管理者】 ・ 歩行者利便増進道路の指定（関係市町村長への協議） ・ 利便増進誘導区域（特例区域）の指定
	設置 基準	・ 道路法施行令で定める占用許可基準への適合 ・ 歩道等における一定の有効幅員の確保 ・ 看板等の表示部分が車両運転者から見えにくくするための措置	・ 道路法施行令で定める占用許可基準への適合 ・ 道路構造のバリアフリー基準への適合 （歩道等における一定の有効幅員の確保を含む。）

全国展開の方針

- ほこみち制度の活用により、特区法の占用特例の全国展開を図ることが適当。
- 特区法の占用特例とほこみち制度の相違点を踏まえ、全国展開に当たっては次の検証を行う必要。
 - ・ ほこみち制度の活用事例における道路管理者と民間主体等との連携・調整に関する検証
 - ・ 現行の特区法の占用特例を活用した事例におけるほこみち制度の構造基準への適合性の検証
- 令和3年中には、全国展開のために必要となる措置について結論を得ることとしたい。

委員からの主な御意見

- ほこみち制度の活用による全国展開の方向性は了承。ただし、現在の特区法の占用特例による事業がほこみち制度の中でも実施できるかを検証の上、ほこみち制度の修正の要否を検討することが必要。
- より緩やかな基準を適用してエリアマネジメントの実験を行えるよう、特区法の規定を残すことは意味があるのではないかと。
- 特区法の占用特例の活用事例でバリアフリー基準を満たさないものがあり、そこで問題が生じていれば、それを公表して注意喚起をすることなどもあり得るのではないかと。

ほこみち制度の活用による全国展開に向けた検証

【検証①】ほこみち制度の事例における民間主体等との連携

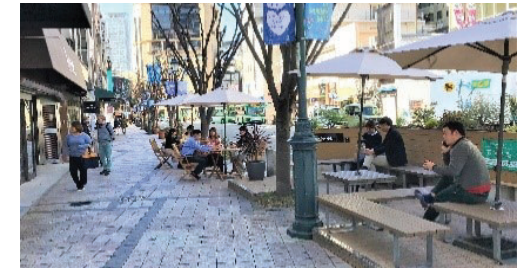
○ R3.10.1時点で、**13自治体と国**により、**計42路線**がほこみちに指定。

○ 全ての事例が、**民間主体等からの要望・提案に基づく**。

(主な事例)

- ・ **地域のまちづくり協議会**からの要望を受け、ほこみち指定。**同協議会との協議による計画に沿って占用許可**
- ・ 特例区域の指定に先立ち、**民間主体との対話を行うサウンディング型市場調査**を実施
- ・ 商店会からの要望を受け、自管理道路をほこみち指定の上、**他の道路管理者にもほこみち指定を要請**

→ ほこみち制度においても、特区法の占用特例と同様、**民間主体等との連携による取組**が進められている。



【神戸市(三宮中央通り)】

【検証②】特区法の占用特例の事例におけるほこみち制度の構造基準等への適合性

○ 特区法の占用特例の適用事業に係る**道路管理者・区域会議事務局**に対して、次のとおり**調査を実施**。(全42事業、91路線)

- ・ 占用特例の対象道路を管理する道路管理者
→ **対象道路の道路構造** (歩道の有無、有効幅員、歩道と車道の分離措置等)について
- ・ 占用特例の適用事業を区域計画に含む区域会議事務局
→ **イベント等実施時の設置物件や残余幅員等**について

○ 全ての事業について、**バリアフリー基準を含むほこみち制度の構造基準等の適用について問題がないことが確認できた**。 ※ 1路線は、既にほこみち指定済

→ 現行の特区法の占用特例の適用事例は、**ほこみち制度により、同様の取組を行うことが可能**

＜ほこみち制度の主な構造基準＞

- 通行空間とは別に、歩行者の滞留空間を設けること
- 原則として、歩道が設けられていること
- 歩道の有効幅員が、交通量が多い道路では3.5m以上、その他の道路では2.0m以上
- 歩道と車道を分離するため、縁石や植樹帯、並木、柵を設置

➡ 以上のことから、**ほこみち制度によって、特区法の占用特例の全国展開が可能**ではないかと考えられる。**2**